

令和6年5月31日

第 5 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和6年5月31日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第4条の規定による事業計画変更承認申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）及び令和5年度農業委員会
の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

議案第24号 農用地利用集積等促進計画に係る権利移転の意見の決定について

報告事項

第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第2号 非農地判断について

出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
5番 横段 登	6番 高本 光之	7番 立花 達也	8番 水場 光輝
9番 今井 満	10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志	12番 岡本 亮二
13番 島田 徹幸	14番 大道 正孝	15番 竹内 誠	16番 新田 隆次
18番 神藤 敦美			

欠席委員

17番 石田 尚則 19番 北村 正次

推進委員

山田 修 林 敏夫 中川 義則

事務局

坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後2時)

議長(横段)：本日、北村会長が公務のため、会長職務代理者の私 横段が議長を務めます。ご協力をお願いします。それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和6年第5回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、3番 谷委員、4番 宮脇委員を指名します。本日の欠席通知は、17番 石田委員、19番 北村委員から出されています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価(別紙様式3)」、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(別紙様式5)」、「呉市農用地利用集積等促進計画(権利の移転関係)」、「目標達成状況の評語の適用方法」それと「令和6年度呉市の農業振興」です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、東惣付町〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計193.14㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は新規就農し、無花果・花を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山田委員：推進委員 山田です。事務局の説明のとおりです。いつでも耕作できる状態です。譲受人の家も近く、問題はありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、苗代町字重役〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計2,301㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は経営規模を拡大し、水稻及び野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山田委員：推進委員 山田です。申請地は、譲受人の自宅のそばにあり、きれいに管理されています。売買価格も適正な価格の様に思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水場委員：6番 水場です。申請地の管理状態が非常に良いのですが、管理されているのは、どちらの方でしょうか。

山田委員：推進委員 山田です。譲受人が管理しています。

宮脇委員：4番 宮脇です。この近くで、盛土をして農地以外に転用した事例があります。譲渡人と譲受人は、親戚関係にあり今回の申請となりました。農地を農地として活用して頂ける良い案件だと思います。

議長：その他、ご意見はありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、天応西条3丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計251㎡。の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山田委員：推進委員 山田です。以前から譲受人が耕作されており、野菜の栽培を行っています。耕作する体制は整っており、問題はないものと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字中大迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,148㎡の第2種農地です。譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、新規就農し野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、倉橋町の東部、大迫地区にあります。水の確保も容易で農業をするには、良い場所だと思います。以前は、耕作放棄地でしたが、譲受人が許可後すぐに耕作出来る様に準備したものです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、川尻町森2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は904㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、新規就農し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、川尻町中心部の民家が点在している地域です。譲受人が荒地を整理し、レモンを栽培されるそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、川尻町森3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は628㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、川尻駅から1km程上った場所にあります。写真に写っている家とセットで購入されたものです。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、下蒲刈町下島字池之浦〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積の合計は1183㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与すもので、譲受人は経営規模を拡大し、カンキツ栽培を行うものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡本委員：13番 岡本です。この辺りは、水害があった場所で、奥に砂防ダムが建設されています。非常にきれいに管理されていました。申請人は、ご兄弟で問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：8番の申請地は、豊浜町大字豊島字小条〇〇〇〇番ほか5筆、地目は田及び畑、面積の合計は776㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作が出来ないため、貸付けるもので、譲受人は経営規模を拡大し、カンキツ栽培を行うものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡本委員：13番 岡本です。申請地は、豊島大橋を渡った下の海岸沿いにあります。譲受人の前職は建築業でした。自ら重機を操作し、苗木を植えました。高齢でいつまで耕作出来るのかが気にはなりますが、やる気は感じられました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、豊町久比字万徳〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積の合計は198㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作が困難なため、贈与するもので、譲受人は新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：16番 新田です。申請地は、譲受人の自宅の前にあります。現在、果樹が植えられています。不要な木を切り野菜栽培を行うものです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：10番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、豊町大長字里〇〇〇〇番、地目は畑、面積は125㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：16番 新田です。申請地は、譲受人の自宅から徒歩で2・3分程の場所にあります。譲り受けが決まって間がなく、きれいにしている途中です。週末には、息子さんが手伝っています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：6番 高本です。写真に写っている樹木は何でしょうか。

新 田 委 員：16番 新田です。譲渡人が栽培していた甘夏です。

高 本 委 員：6番 高本です。果樹ではなく、野菜の栽培となると伐採・除根作業など大変な労力が必要となりますが、大丈夫でしょうか。

新 田 委 員：16番 新田です。手を入れ始めて間がないのでこの状態ですが、息子さんの手を借り

ながら時間を掛ければ十分可能です。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第21号「農地法第4条の規定による事業計画変更の申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、1番の申請地は、安浦町大字女子畑字竹之鼻〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は2,325㎡の農用地区域内農地です。当初計画者は、申請地を含む農地の合計11,490㎡について、令和5年3月27日付農委指令第238号で農地法第4条の許可を受けて農地改良工事を行っています。この度、系列会社の承継者が、道路に面した申請地に伐採木等を置く資材置場として一時利用する必要性が生じたため、事業計画変更承認申請書が提出されたものです。資材置場として使用するにあたり、現状のまま使用し、一時転用期間終了後は、引き続き農地改良工事を行い農地に復元します。なお、農振農用地区域内にある農地の転用は、原則、許可することができないとなっていますが、本件転用は、農地改良工事中に一時的に資材置場等として使用するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農地転用許可の不許可の例外規定（施行令第4条第1項第1号）に該当しますので、許可、不許可の審議を諮るものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。事務局説明のとおり、伐採木や石などの一時保管場所としての計画です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり決定します。

議 長：次に、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1 番の申請地は、安浦町安登東 6 丁目〇〇〇番〇ほか 1 筆、地目は畑、面積は合計で 5, 230㎡の第 2 種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、隣接地を併用して、太陽光パネル 880 枚、発電容量 249.9kw を設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって電力受給契約が成立する予定です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。また、転用の面積が 3,000㎡を超えるため、広島県農業会議に意見聴取することになります。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中川委員：推進委員 中川です。申請地は、川尻町から安浦町に向かう峠を超えたヤギカフェの近くにある JR 呉線の踏切を 100m 程進んだ辺りになります。周りに民家が無いので、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申をえたときに許可することに決定します。

議長：2 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2 番の申請地は、豊浜町大字豊浜字黄幡甲〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は 72㎡の第 2 種農地です。転用の目的は、庭敷地として利用するため、売買されるものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡本委員：12 番 岡本です。申請地は、私の家から 200m 程の場所にあります。申請地の隣がご自宅です。問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、豊町久比字西郷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は191㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、売買されるものです。規模等は、駐車場4区画191㎡の計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：16番 新田です。譲受人は、空き家バンクを通じ、写真の建屋3棟と合わせ申請地を購入するもので、除草シートが敷かれており、そのまま駐車場として使用するそうです。広島市にお住いの方ですが、申請地の近くに果樹農地を借りており、時々作業に来られています。今後の活動拠点として、活用されるそうです。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。

議 長：次に、議案第23号「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）及び令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：別紙様式3、別紙様式5及び目標の達成状況の評語の適用方法をご覧ください。様式の番号と順番が変わりますが、別紙様式5を先に説明します。1ページ「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和5年4月1日現在の農業委員会の現在の体制や農家・農地の概要です。2ページ「Ⅱ 最適化活動の実施状況」、1最適化活動の成果目標（1）農地の集積ですが①現状及び課題は、令和5年4月現在の管内の農地面積2,040haに対してこれまでの集積面積は50.9haで集積率は2.5%となっています。②目標は、国や県から、各市町が令和12年までに達成すべき数値目標が設定された結果、その間の経過年数で割り戻した数値を目標とするよう指示があったため、今年度末の集積面積100.9ha、今年度の新規集積面積50ha、今年度末の集積率4.9%と過大な目標となっています。

③実績は、今年度末の集積面積54.4ha、今年度の新規集積面積3.5ha、今年度の農地面積1,950haに対して今年度末の集積率2.8%で、目標に対する達成状況は、57.1%で、農業委員会の点検評価は、農業者の高齢化や担い手不足により、目標に対して期待を下回る結果となりました。（2）遊休農地の発生防止・解消ですが、①現状及び課題は、令和5年4月現在の1号遊休農地面積は114haとなっています。3ページ②目標は、令和3年度の遊休農地面積129haの5分の1の25.8ha、③実績は0.1ha、今年度の目標に対する達成状況は、0.4%で、農業委員会の点検評価は、農業者の高齢化や担い手不足により、目標に対して期待を下回る結果となりました。（3）新規参入の促進ですが、①現状及び課題は、令和2年度から令和4年度の新規参入者は、下の表のとおりとなっています。4ページ②目標は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、令和元年度から令和3年度までの権利移動面積の平均12haの1割で1.2ha、③実績は5.1ha、今年度の目標に対する達成状況は、425%で、農業委員会の点検評価は、農地台帳調査等により、新規参入者への貸付等についての同意が得られ、目標に対して期待を上回る結果が得られました。2最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、1人当たりの活動日数を月当たり6日です（2）活動強化月間の設定①目標は、活動強化月間の設定回数は3回で、取組時期等は下の表のとおりとなっています。5ページ②実績も、活動強化月間の設定回数は3回で、取組時期等は下の表のとおりとなっています。（3）新規参入相談会への参加①目標は、1回ですが、都合により参加できませんでした。6ページ目標の達成状況の評語については、別表目標の達成状況の評語の適用方法をご覧ください。1農業委員会の目標の評語の表2で、（1）成果目標については①農地の集積は、達成率は57.1%ですので達成率90%未満の1点、②緑区分の遊休農地の解消についても達成率0.1%ですので1点、③新規参入の促進については、達成率425%ですので達成率110%以上の5点で、（2）活動目標については、活動強化月間の実施は、3月実施したので1点、新規参入相談会への参加は、参加できなかったもので0点です。今の点数を合計しますと8点になりますので、表1に当てはめると、5点以上、10点未満の区分の目標に対して期待どおりの結果が得られたとなります。その下の推進委員等の点検・評価結果は、先ほどの別表の裏面の2推進委員等の評語の表2で、（1）成果目標は、先ほどと同様に①農地の集積は1点、②緑区分の遊休農地の解消も1点、③新規参入の促進は4点で合わせて6点となります。（2）活動日数目標は、①月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況は、目標は6日ですので、1か月の平均が、6日を上回った場合は6点、6日の場合は4点、6を下回った場合は2点となり、②月当たりの最適化活動の

日数は、13日以上が12点、8日以上13日未満が8点、6日以上8日未満が4点、6日未満は0点となります。この合計点を表1に当てはめたのが、7ページの下の方で、目標に対し期待を上回る結果が得られたが11名で、目標に対して期待どおりの結果が得られたが6名、目標に対して期待を下回る結果となったのが26名とおりました。8ページⅢ事務の実施状況は、表のとおりで、4違反転用への対応は、安浦町水尻地区の違反転用について、関係機関と連携して是正指導を行っています。別紙様式5の説明は以上です。次に別紙様式3の令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）をご覧ください。これは、毎月提出していただく活動記録簿をもとに、各委員さんの表を作成し、全委員さんの表を合計したものです。活動日数の合計、活動実績、成果実績、全体としての評語は、表のとおりです。承認が得られましたら、本日の総会で出された意見を記載し、各委員さんの個別の表を通知します。

事務局次長：この議案について補足説明します。先ほど説明があった、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、当会全体の評価結果は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評価になっております。また、委員の皆さんに提出していただいています活動記録簿の活動日数を集計したところ、本会の全体の平均は、目標日数、月6日を少し上回る、6.2日となっております。しかしながら、全体の中では、達成していらっしゃる方が18人、未達成の方が25人で、達成している方より多い結果となっております。活動日数の月当たり6日は、これは対外的な目標であり、目標の達成率を上げるために、あえて目標を低く設定しているものです。実際の活動は、毎月10日以上を目標としてください。活動日数は、各委員さん個人の評価にも繋がりますので、委員の皆さんがこの目標を達成できるよう、活動に努めていただきたいと思っております。なお、委員の皆さんへご自分の評価結果については、後日お送りします。せっかく活動していらっしゃるのに活動日誌に記載漏れがないよう、しっかりと活動記録を実績として上げていただくようお願いいたします。

議長：ただいま、倉中次長から説明がありましたが、令和5年度の委員の活動日数で、ひと月当たりの活動日数が、目標の6日を下回っている方が25人と、上回っている方より多い結果となりました。今年度は、皆さんが、日々の生活の中で行っている、畑の帰りに周辺農地を見回ったり、路上での立ち話し中で、情報交換したりした内容などを、活動記録簿にこまめに記入して、目標日数を上回るよう頑張っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。お忙しいとは思いますが、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

高本委員：6番 高本です。活動しようにも人に会わない。特に農家は少ない、自宅から園地の道

のりで会うのは精々一人位です。現状からして、望まれるのは、遊休農地の対策ではなく、担い手の確保・育成です。

議 長：その他ご意見は、ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

(呉市農林水産課職員着席)

議 長：次に、議案第24号「農用地利用集積等促進計画に係る権利移転の意見の決定について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：それでは、「農用地利用集積等促進計画案」についてご説明いたします。この制度の資料については、お手元にお配りしております、資料「農用地利用集積等促進計画案」をご覧ください。この制度については、「農地中間管理事業」に関連するものであるため、まずは、事業概要について説明させていただきます。従来からあります農地中間管理事業は、耕作をすることが難しく農地を貸したい「貸し手」と、規模拡大または効率化を図りたい「借り手」の情報を公的機関がとりまとめることにより、面的にまとまった形で貸し借りが行われるよう仲介する、農地の貸し借りの仕組みとなります。広島県では、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が農地中間管理機構の指定を受け、中間管理事業に関する業務を行っております。今回提出しております貸し借りの事案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が「農用地利用集積等促進計画」を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。本計画案の内容としましては、農地の借り手である〇〇農業協同組合から〇〇〇氏へ権利の移転を行うものです。筆数は1筆で、豊浜町大字大浜字南立花の農地です。面積は599㎡です。本農地は、〇〇農業協同組合が農地中間管理機構を通して担い手へと渡すために一時的に管理している農地ですが、この度〇〇〇氏が認定新規就農者となり借り手の要件を満たすこととなったため、権利移転の手続きを進める運びとなったものです。簡単ではございますが、以上で「農用地利用集積等促進計画案」の説明を終わらせていただきます。ご意見がございましたらお願い致します。

議 長：ただいま呉市農林水産課から説明のありました「農用地利用集積等促進計画に係る権利

移転」について、ご質疑・ご意見ありませんか。

岡本委員：12番 岡本です。計画の借手である、新規就農者〇〇〇さんですが、既に多くの農地を借りており評判が良くない。管理が不十分。草は刈らない。苗木も放置しイノシシ対策を取っていない。防除もしないので自然農法的な状況となり、隣接する農地に迷惑をかけている。ちゃんとした管理が出来ないのであれば借りるべきではない。また、行政機関が斡旋する相手として承認すべきではない。

農林水産課：なかなか手が回っていないのが現状です。その理由として、借りている園地が安芸灘全体に点在しており、労力が分散し効率が悪いこと。経営面積の品種構成です。改植したレモン園が多く、収益を得られていないため副業（アルバイト）が主となっている。将来的に、成園となり収益が上がれば、本業へシフトしていきます。

岡本委員：12番 岡本です。収益が見込まれる成木園があるのに、レモンに改植している。一部ではなく全部です。経営に沿った品種構成ではない。行政やJAの指導が必要と思う。

高本委員：6番 高本です。新規就農とのことですが、支援金は貰っていないのですか。アルバイトをしながらはまずい。失敗する可能性が高い。

農林水産課：準備型は、研修中の2年間給付を受けましたが、開始型の給付は、受けていません。

高本委員：6番 高本です。今は、辛くても苗木を大きくすることに、専念した方が良いのではないのでしょうか。農家の出身でない方は、農業経営が分からず甘い考えを持ちがちである。新規就農者の指導は、地域JAの営農指導が重要となる。地域のJAがしっかりとサポートして欲しい。いずれ組合員になるのだから。

岡本委員：12番 岡本です。JAは彼のことをよく知っていて、担い手として承認しないと言っていた。

議長：結論が出そうにないので、継続審議としたいと思います。農林水産課は、本件を持ち帰り、中間管理機構と再検討して頂き、結果を来月の定例会で、説明してください。

農林水産課：JAの承認は得られています。双方の同意があり、中間管理機構が手続きを進めています。今回、頂いたご意見は、就農者現地確認の際に伝え、改めるべきは、改めて参ります。是非この場でのご承認を頂きたいので宜しくお願いします。

高本委員：6番 高本です。農地の貸手が一番気にするのは雑草を生やすことです。草くらい刈って当然との思いがあります。色々課題があるようですが、行政やJAの監視や指導を条件に承認としてはどうでしょうか。

岡本委員：12番 岡本です。彼は、腰に持病があり、作業がはかどらない。

柏木委員：1番 柏木です。地元の委員さんが難色を示しているのに、我々が、はいそうですかとはない。地域にも馴染んでいないようでは、難しいのではないのでしょうか。

大 道 委 員：本計画を作成する段階で、広島県や呉市は、彼への面談を済ませているのでしょうか。

農 林 水 産 課：はい聞き取り調査は行っています。就農計画の審査を行った結果として、認定新規就農者にもなっており、積極的に支援する農業者の位置づけです。

大 道 委 員：この意見聴取は、形式的なもので、広島県や呉市が承認して進んでいる。今更どうしようもないのではないか。

山 田 委 員：推進委員 山田です。ならば、何のための意見聴取でしょうか。個人的には、状況からして、承認やむなしとの思いはあります。

農 林 水 産 課：〇〇〇さんと何度か話をする機会がありました。決して社交的とは言えませんが、寡黙な方です。内容さえ理解すれば、確実に実行するような人です。農業経営者として、自立できるように広島県、呉市、JAで指導してまいりますので、ご承認を頂けますようお願いいたします。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は呉市農林水産課の説明とおり承認することとして、ご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

(呉市農林水産課退席)

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第5条の規定による届出が3件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地判断について、38件を通知しましたので報告します。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和6年第6回総会は、6月26日 水曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和6年第5回呉市農業委員会総会を閉会します。本日のご審議，ありがとうございました。

(午後3時40分)

以上は，令和6年第5回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 6 年 月 日

呉市農業委員会 会長職務代理者

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員